



子どもの急な発熱で仕事を早退するとき、利用できる制度は？



「**子の看護等休暇**」が利用できます。



**子の看護等休暇**は、小学校3年生修了までの子を  
6 養育している労働者が入社当初から利用できる制度です。

### 「子の看護等」って？

- ①病気・けが
- ②予防接種・健康診断
- ③感染症に伴う学級閉鎖
- ④入園(入学)式・卒園式

OK

授業参観・運動会・  
卒業式(小学校) ⇒ 法令上は対象外

ただし、法を上回る措置として事業主が独自  
の判断で取得できるようにすることはOK

- ①小学校3年生修了までの子を養育している全ての労働者<sup>※1</sup>
- ②労働者1人につき、対象となる子が1人の時は**年5日**  
(子が2人以上のときは労働者1人につき年10日まで)
- ③**1日単位**又は**時間単位**<sup>※2</sup>で取得可能
- ④**有給・無給は、会社の規定による**

※1 週の所定労働日数が2日以下の労働者は労使協定により対象外とすることができます。

※2 業務内容等によっては、労使協定で時間単位での取得が対象外となっている場合があるので確認しましょう。

POINT

企業は労働者からの申し出を拒めません！

子の看護等休暇の取得を理由とした  
不利益な取り扱いは禁止!!